中島村木材利用推進基本方針

平成２４年４月１日制定

令和６年３月１日改正

第１ 趣旨

　この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成２２年法律第３６号）第１２条第１項の規定に基づき、ふくしま県産材利用推進方針（平成２３年７月１２日制定）に即して、村内に整備される公共建築物等における木材利用のための基本的事項、木材利用のための推進すべき取組み、その他木材の利用を推進する上で必要な事項を定めるものである。

第２ 用語の定義

　この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

（１）「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物をいう。

（２）「公共建築物」とは、国または地方公共団体が整備する公共の用または公用に供する建築物のほか、国または地方公共団体以外の者が整備する学校、社会福祉施設等公共施設に準ずる建築物をいう。

（３）「県産材」とは、福島県内の森林から生産された木材のことをいう。

（４）「木造化」とは、建築物の新築、増築または改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。

（５）「木質化」とは、建築物の新築、増築または改築もしくは模様替えにあたり、天井、 床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用する ことをいう。

第３ 公共建築物等における木材利用の推進

（１） 村は率先して、その整備する公共建築物における木材の利用に取り組むほか、民間の建築物においても積極的に木材が利用されるよう、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう努める。

（２）村が行う公共土木工事等においては、関係法令等の特に配慮すべき事情がある場合 を除き、間伐材等木材の利用に積極的に取り組むものとする。

（３）村が整備する公共建築物における暖房設備の設置に際しては、コストや運用面、供給体制等を勘案し、可能な範囲で木質ペレットやチップ等の木質化バイオマスを燃料とする施設の導入について考慮する。

第４　公共建築物における木材利用の目標

木材の利用を促進すべき公共建築物は、村民一般の利用に供される学校、社会 福祉施設、運動施設、社会教育施設のほか村が整備する建築物とするが、建設コストや維持管理及び解体・廃棄等のコスト、耐火性、安全性、緊急性についても考慮して木造化が適当ではないと認められる場合を除き、積極的に木造化を推進する。なお、木質化を図る場合も同様に取扱うものとする。

第５ その他村内の建築物等における木材の利用推進

（１）村は、国または地方公共団体以外の者が整備する建築物であって当該建築物を活用して実施される事業が、広く村民に利用され、市民の文化・福祉向上に資するなど公共性が高いと認められる施設について第４に準じて木造化、木質化を推進する。

（２）村は、森林整備業者、木材製造業者、建築物を整備する事業者、その他関係者との意見交換を通じて、現状や課題の共有を行い、木材利用の促進に向けたニーズを把握したうえで、効果的な施策の検討に努めるものとする。

（３）民間事業者等が整備する建築物や民間住宅への木質バイオマスエネルギー利用施設の導入に情報提供を行い、木質バイオマス利用促進に努めるものとする。

第６ 村民への普及啓発

　村は、公共建築物をはじめとした木材の積極的な利用を通じ、循環型社会への形成へ向けた森林づくりの必要性などについて村民の理解を得るように努めるとともに、木材利用による製造エネルギーの低減や炭素固定による環境貢献度について、わかりやすい情報の発信に努め、低炭素社会に向けた村民意識醸成を図っていくこととする。

また、森林を適切に整備することにより、水源の涵養、国土の保全、保健休養、地球温暖化防止等、公益的機能の発揮や県産材利用による、輸送に係る消費エネルギーの低減等について、わかりやすい情報の発信に努め、県産材利用による循環型社会の実現に向けた意識醸成に努めるものとする。

第７ 建築物木材利用促進協定の推進

村は、県が行う建築物木材利用促進協定の推進に努め、村が行う場合には県の取扱いに準じるものとする。